



鳥取県公報

令和2年6月5日(金)
号外第57号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則(41)(県土総務課)・・・3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

海上運送法に基づく許可を受け旅客不定期航路事業を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により旅客数が著しく減少したものと知事が認めるものが行う占用に係る占用料を減免するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 海上運送法に基づく許可を受け旅客不定期航路事業を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により旅客数が著しく減少したものと知事が認めるものが行う占用について、その都度知事が定める額を減額することとする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ (1)の規定は、令和2年度以降の占用料について適用する。

規 則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公共土木施設等について鳥取県 国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号。以下「国有地条例」という。）、鳥取県道路占用料等徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号。以下「道路占用条例」という。）、鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号。以下「海岸占用条例」という。）、鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号。以下「流水占用条例」という。）、鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号。以下「砂防管理条例」という。）、<u>鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号。以下「港湾管理条例」という。）及び鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号。以下「漁港管理条例」という。）</u>の規定に基づき知事が行う占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）の減免の対象となる行為、減免の手続等について定めるものとする。</p>				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公共土木施設等について鳥取県 国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号。以下「国有地条例」という。）、鳥取県道路占用料等徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号。以下「道路占用条例」という。）、鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号。以下「海岸占用条例」という。）、鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号。以下「流水占用条例」という。）、鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号。以下「砂防管理条例」という。）<u>及び鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号。以下「港湾管理条例」という。）</u>の規定に基づき知事が行う占用料又は採取料（以下「占用料等」という。）の減免の対象となる行為、減免の手続等について定めるものとする。</p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減免後の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減免後の額
1 占用料等 条例（減免 対象行為の 欄（1）に ついては港 湾管理条例 <u>及び漁港管 理条例、同 欄（7）につ いては道路 占用条例を</u>	略			1 占用料等 条例（減免 対象行為の 欄（1）に ついては港 湾 管 理 条 例、同 欄 （7）につ いては道路占 用条例をそ れぞれ除	略		

それぞれ除く。)				く。)			
略				略			
7 砂防管理条例	略 (3) 砂防指定地の指定の際現に国有地条例第2条の規定により使用料が徴収されている砂防設備等の占用(国有財産使用及産物採取規則(大正15年鳥取県令第2号)第1条の規定に基づく国有土地の使用の許可の期間内のものに限る。)	免除		7 砂防管理条例	略 (3) 砂防指定地の指定の際現に国有地条例第2条の規定により使用料が徴収されている砂防設備等の占用(国有財産使用及産物採取規則(大正15年鳥取県令第2号)第1条の規定に基づく国有土地の使用の許可の期間内のものに限る。)	免除	
8 道路占用条例、流水占用条例、港湾管理条例及び漁港管理条例	海上運送法(昭和24年法律第187号)第21条第1項に基づく許可を受け旅客不定期航路事業を営む者であつて、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のた	減額	その都度知事が定める額				

	めの措置の影響により、旅客数が著しく減少したものと知事が認めるものを行う 占用					
--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則別表8の項の規定は、令和2年度以降の占用料について適用する。